明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（**総務**二四一）　二
○電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件の一部を改正する件（**同**二四二）　五
○地方自治法第二百九十一条の三第三項の規定により広域連合の規約変更の届出を受理した件（**同**二四三）　五
○平成三十一年総務省告示第百七十九号の一部を改正する件（**同**二四四）　六
○重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件（**文部科学**五五）　六
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件及び旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**五六）　七
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件及び旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**同**五七）　七
○有形文化財を重要文化財に指定する件（**同**五八）　七
○重要文化財を国宝に指定する件（**同**五九）　一三
○国宝を分割して有形文化財を追加して国宝に指定し、及び重要文化財に指定する件（**同**六〇）　一三
○国宝を分割して国宝に指定し、及び有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**六一）　一四
○国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件（**同**六二）　一四
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**六三）　一七
○重要文化財の員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（**同**六四）　一七
○重要文化財の名称を改める件（**同**六五）　一八
○重要文化財の員数を改める件（**同**六六）　一八
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（**文化庁**一八）　一九
○重要文化財を管理すべき団体を定める件（**同**一九）　一九
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**二一七）　二五
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びめかじき（南西太平洋海域））に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**農林水産**八〇四）　二五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**八〇五）　二九

〔**官庁報告**〕

国家試験
令和五年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　二九

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　四九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六七
会社その他
会社決算公告　七三